

論文

シュバルツ簿記書における 利益計算法と検算法

岡下 敏

キーワード

1550年本
秘密帳
債務帳
記帳例示
資本勘定
利益計算（財産法）
利益の検算

目次

- 1 本稿の目的
- 2 勘定口座借入の記入（1）
- 3 勘定口座借入の記入（2）
- 4 勘定口座貸方の記入（1）
- 5 勘定口座貸方の記入（2）
- 6 下部の計算（1）
- 7 下部の計算（2）
- 8 残された問題

1 本稿の目的

南ドイツの商業都市アウグスブルクの大商家フッガー家 (die Fugger) は、ヤコブ (Jacob, 1459~1525) およびその甥アントン (Anton, 1493~1560) が当主であった16世紀の初頭から後半にかけての時期に、その最盛期を迎えた。そのフッガー家が最盛期であった最中の1516年から1560年にかけて、同家に帳簿係主任として仕えた同地出身のシュバルツ (Matthäus Schwarz, 1497~1574) は、1518年と1550年にそれぞれ一冊の簿記書を手書きした¹⁾。なかでも1518年にかれが手書きした簿記書は、ドイツ最古の簿記書といわれている。

それらに書かれている簿記は、現在のそれと比べると当然可成り違っており、1494年にパチオリ (Luca Pacioli) がヴェニスで出版した世界最古の簿記書「スママ」 (Summa de Arithmetica Geomeria Proportioni et Proportionalita) に書かれているそれと比べても違う面が多いが、複式簿記である。シュバルツの立場、すなわちかれが多く支店を有する商家の帳簿係主任であったという立場を反映してであろう、そこに書かれている簿記には本支店簿記という特徴がみられる。1518年に書かれた簿記書 (以下では「1518年本」という) では、フッガー家のヴェニス支店が記帳主体とされ、1550年に書かれた簿記書 (以下では「1550年本」という) の記帳主体は、本店をアウグスブルクに、支店をシュラッケンバルデン、ニュールンベルク、アントワープの三都市に置く錫商ハンス・ブルスト (Hans Wurst) である。1550年本にはさらに、支店の取引までを本店で一括記帳するという特徴がみられる。1518年本および1550年本とも、われわれがこれまでに見た限りは、すべての取引が債権 (現金および商品を含む)・債務勘定だけをもって処理されており、勘定科目としての資本、収益ならびに費用は未だ見出すことができない。

われわれは、それら二冊の簿記書を手書きされた順に取り上げ、1518年本の検討を一応は終わり²⁾、目下1550年本の検討を行っている³⁾。ただわれわれの研究は、1518年本および1550年本の原本それ自体によるものではない。原本はすでに失われたと考えられているが、それには三冊の写本が存在した。われわれの研究は、フッガー一家ヴェニス支店での取引を経済史の立場から研究したヴァイトナー (Alfred Weitnauer) が、かれの研究を裏付けるものとして自身の著書 (1931年) の末尾に付した、主として当時エルビング市立図書館 (Stadtbibliothek Elbing) に所蔵されていた写本 (以下では「エルビング写本」という) をもとに作成した翻刻版によって⁴⁾。エルビング写本では、1550年本はその79枚目の表頁から99枚目の表頁までに書かれている。その部分の中心は、取引を仕訳帳 (Zornal) に記入して債務帳 (Schuldbuch, 現在でいう総勘定元帳) に転記し、さらに秘密帳 (Gehaim oder Wexelbuch) と名付けられた帳簿にも記入する、一つの記帳例示である。ここでの債務帳と秘密帳はともに勘定口座が開設されている帳簿であるが、債務帳に設けられ

た勘定口座に記入されている取引は、それに先立って必ず仕訳帳に仕訳されている。それに対して、秘密帳に設けられた勘定口座には、仕訳帳に仕訳された上で転記されていることが多いとはいえ、仕訳帳に仕訳されていない取引の記入されていることもある。

これら1550年本の諸帳簿に関してわれわれは、書かれている順に検討を行ってきたが、これまでのところで、主要部分すなわち仕訳帳、債務帳、秘密帳まではその検討を一応終わることができた。しかし1550年本は、これらの帳簿を用いた記帳例示だけで終わっているわけではない。いまだし続く。秘密帳に続いて書かれ（エルビング写本では98枚目の裏頁と99枚目の表頁の見開き）、Wie mann ain rechnung anfa-
hen, beschliessen vnd den gewin suechen vnnd machen solle（計算はどのように
始め、どのように締め切り、そして利益はどのようにして求めるべきか）とタイトル
が付されている⁵⁾、一つの勘定口座の記入とそれをもとにしたと考えられる三つの計
算がそれである。この見開きには、丁数は付されていない。

本稿は、この一つの勘定口座と三つの計算を取り上げて、まず勘定口座の記帳内容
ついて勘定口座と三つの計算との相互関係を明らかにしたうえで、この見開きをもっ
てシュバルツが示さんとしたことの意味を理解せんとするものである。

2 勘定口座借方の記入(1)

シュバルツの場合、勘定口座の勘定科目は貸借それぞれに付するのがふつうであ
る⁶⁾。しかしこの勘定口座の借方にかぎっては、勘定科目は付されていない。勘定科
目を付さないまま三回（すなわち三つのパラグラフ）の記入がなされ、さらにその下
で一つの計算が行われているわけである。それに対して勘定口座の貸方には、Fur
einnemen soll ich dem capital jeneral（受入について、私は資本に（与え）ねばな
らない）と勘定科目を書いて、四回（すなわち四つのパラグラフ）の記入がなされて
いる。そしてさらにつづけて二つの計算が示されているが、勘定口座借方三回の記入
額と貸方四回の記入額は、ともに合計額がfl. 480000で一致している。

これら勘定口座の記入一つ一つと三つの計算それぞれを吟味してゆこうとしている
わけであるが、ここではその作業を、まず勘定口座の借方最初の記入から始める。計
算よりも勘定口座を先に見るのは書かれている順がそうになっているためで、勘定口座
借方最初の記入から始めるのは、貸借いずれから見てゆくとしても上から順に見てゆ
くのが当然と思えるからである。勘定口座の借方から始めることに特に意味があるわ
けではないが、記載内容が理解出来ない現状では、それも一つの方法ではあろう。

勘定口座借方最初の記入は、つぎのとおりである⁷⁾。

1547. Adi Im anfang diser rechnung bin ich schuldig aus der
primo alltten rechnung 1546; schreib ich hiemit per aus-

Zenner. geben vnnd machs ainem yeden guett, das ichs
 Alt widerumb zalen solle inn der alltten rechnung; zue
 creditores saldierung der selbigen hab ichs per einnemen ge
 schriben vmb willen, das ichs eingnomen habe ... fl. 50000

(1547年 この計算の初めに、私には1546年までの古い計算か
 1月1日. らの債務が残っている；私はここで（それを）借方に
 旧 記入し、古い計算で私が再び支払わねばならなかった
 債権者 総めの財貨を示す；その支払のために、私は私が受け
 入れたものを貸方に記入した fl. 50000)

この1547年1月1日付の記入は、1546年12月31日に終わった前の期間から繰越された、債務総額の記入と考えられる。「私には1546年までの古い計算からの債務が残っている」と書かれているからである。その内訳は書かれていないわけであるが、詳細は受け入れのつど、他の帳簿に記入されていたのであろう。このように、この記入が債務についてのものだとすると、末尾の記入すなわち「私は私が受入れたものを貸方に記入した」という文言が問題となる。この末尾の記入は、ここに示す債務の支払いにあてうる財貨をこの勘定口座の貸方に記入したという意味であろうか⁸⁾、だとするとこの末尾の記入は、ここに必ず書かなければならなかったというものではないことになる。つづいて書かれているいくつかの記入についてもいえることであるが、この勘定口座の記入では、この種の記入すなわち当該記入に直接には関係のない記入のなされていることがある。そのことによって、それぞれの記入の内容を理解するうえで戸惑いを感じる 경우가多く、要領よく書かれているとは思えない。

この最初の記入を以上のように解すると、左欄外に書かれている「旧債権者」が問題となる。「債権者」が、記載されている内容すなわち「債務」とは対立する言葉だからである。われわれは「旧債権者」を、「(前期末における自己に対する) 債権者」すなわち「(前期末における自己からみた) 債権者」と解し、その時点で自己にはそれら債権者に対して債務があったことを示すものとする。

この「旧債権者」は、この記入が前期末における自己の「債務」についてのものであることを示す、「見出し」と考えられる。

つづく勘定口座借方二番目の記入は、つぎのとおりである⁹⁾。

1553. biß Inn 7 jaren allerlay vnkost ausgeben auff haus
 31. Dec. zörung, auch haushalltten, auff weib vnnd kindt,
 auff den stal, vmb meerlay hausratth, klainetter,
 silbergschirr, klaidungen, schanckhungen vnd
 Gmain ander vil vnkosten, nach innhalt ains sundern
 außgeben. conto; schreib ich mir hiemit für ausgeben per fare

saldo deßelbigen conto. Vnnd was noch guett ding
ist, als silber gschirr, klainotter, das ist widerumb
inn mein Gehaimbuechlin auszogen vnnd einges-
chriben, das es inn disem gmain Schuldbuech nit
soll für debitor steen; dahin ich mich dann referier
von dannen dortt hin vnnd vonn dortten daheer,
per auxo fl. 130000

1553年 (7年間に支出した各種の費用。それぞれの特別な勘
12月31日. 定に示すとおりで、妻子分を含む家計費、家畜小屋
迄 費、種々の家具代、宝石代、銀容器代、衣装代、飲み
支出. 代およびその他の費用についての支払い。私はここに
各勘定の残高すべてを、借方に記入する。そして銀容
器、宝石のような財貨は、(今後は)私の秘密帳だけ
に書き込み、この債務帳には借記しない；私はそこか
らそこへ書き移し、そしてそこからそこへ書き移す。fl. 130000)

これは、期中に支払われた諸支出についての記入であろう。ここでの支出は、後の
計算からみて、現代風にいえば費用と考えられる。最初およびこの記入の共に左欄外
に書かれている年月日からは、ここでの会計期間が1547年1月1日に始まり1553年
12月31日に終わる7年間であることもわかる。ただしこの勘定口座の記入すべてが、
1553年12月31日に一時になされたとは断言できない。記載されている金額が確定し
た各時点(期首分は期首に、期中分と期末分は期末)に分けて記入したと考えること
ができる一方で、すべてを期末日以降のある時点にまとめて記入したとも十分に考え
られるのである。

またさらに、これまでに見た1518年本および1550年本の記帳例示および上記最初
の勘定口座記入を合わせ見ることによって、現時点では、つぎの二つが推測できる。

一つは、この勘定口座の記入が、一定の帳簿組織をもって記入された資料が別に存
在することを前提に書かれているということである。その帳簿組織には、上記の勘定
口座記入からすると、債務帳と秘密帳が含まれていることになる。期首および期中取
引についての記録が全くなされていない状態で、この勘定口座の記入がなされている
とは考えられないのである。もしこの勘定口座の記入が何らかの帳簿をもとになされ
ているのだとすると、記帳例示を見たわれわれとしては、その帳簿とは債務帳と秘密
帳だけではなく、さらに仕訳帳までが含まれていると考えざるをえないことになる。

二つ目は、とはいってもこの勘定口座の記入に限っては、仕訳帳は関係なくそこ
から転記された債務帳だけからなされており、残った財貨は秘密帳に記載されている
ということである。これまでに得たわれわれの結論からすると、秘密帳は主人等一部

の者だけが見ることの出来る文字通り「秘密の」帳簿であるが、銀容器、宝石等の財貨を購入した時点で仕訳帳について債務帳に支出を記入し、その債務帳の記入をもとにこの勘定口座の記入を行って、期末に残っている財貨は秘密帳に記載するというのが、ここでの記帳順のように思われる。

以上の考え方にしたがうと、末尾に書かれている「そこからそこへ」(dahin... von dannen dortt hin)は「債務帳からこの勘定口座へ」と、つづいて書かれている「そこからそこへ」(vonn dortten daheer)は「この勘定口座から秘密帳へ」と理解することになる。ここでこのような曖昧な表現がなされているのは、この簿記書が一商人の依頼によって教材として書かれたもので、しかも前提となる諸帳簿を示さないまま特定の問題(われわれはそれを、後述のごとく「前提となっている帳簿の検算法と利益計算およびその結果の検算」と考えるのであるが)だけを説明しようとしたためであろう。

すでに一応は1550年本の記帳例示を見たわれわれからすると、この勘定口座の記入すべてが債務帳だけからなされているとは到底考えられず、記入のいくつかは秘密帳からなされていると考えねばならない。流れからするとどおしてもそのように考えることになるわけであるが、そうすると一つの疑念が生じる。シュバルツの頭の中には秘密帳までを含む帳簿組織があったことは確かだとしても、この勘定口座の記入に限っては、秘密帳の存在しない帳簿組織を前提としているのではないかという疑問である。ただその点は、稿を改めて検討したい。

3 勘定口座借方の記入(2)

勘定口座借方三番目の記入は、つぎのとおりである¹⁰⁾。

Adi-detto. fl. 300 M°. im beschlus diser rechnung anno 1553
erfindt sich, das ich inn disen 7 jaren ann schulden

New erubrigt habe. Schreib ich mir hiemit für aus-

debitores geben vnnd machs ainem yeden guett zue saldier-

vnd cassa. ung diser rechnung; vnd auff new rechnung 1554

schreib ichs widerumb per einnehmen vnd yedem

zue, das ichs widerumb einnehmen solle, inn gestal-

lt, wie die entgögen 180 M fl. vnd 20 M fl. Darbey

zuwissen, das vnder disen 300 M fl. nemlich bargel-

lt ist 40 M fl., das die cassa auff new rechnung

widerumb per debitor gmacht soll werden per

memoria fl. 300000

Summa fl. 480000

(同日、 新 債務者 と現金、	1553年にこの計算を締め切るにあたり、私はこの7年間（の活動の結果として）債務 fl. 300000 が残っていることを知った。私はそれをここに借方記入し、この計算を締め切るためにすべての財貨を記入する；そして1554年の新しい計算では、私は再度受入を記入し、私が再度受け入れるべきすべて（の財貨）を記入する。形態は反対側に示すとおりで fl. 180000 と fl. 20000 である。この fl. 300000 の中には現金 fl. 40000 が含まれており、新しい計算ではその現金はメモに従って再度借方に記入すべきことに注意。 …………… fl. 300000
	合計 fl. 480000)

一見した限りは、この記入は、「同日」すなわち1553年12月31日の締切時に存在した債務総額に関するものと受け取れる。「債務が残っている」ので、「ここに借方記入する」と書かれているからである。しかし同時に「すべての財貨を記入する」とも書かれており、また左欄外には *debitores*（債務者）と、さらに後に見る勘定口座貸方下部の計算ではこの記入に関連して fl. 300000 *Debitori vnd cassa entgegen* (fl. 300000 債務者および現金 反対側) と書かれていることを考え合わせると、疑問が生じる。われわれは上記借方最初の記入の左欄外に書かれている *creditores* を、そこでの記載内容を見た結果としてあえて反対の意味の「債務(者)」と判断した。そのわれわれの判断と一貫性を保つとすると、ここで左欄外に書かれている *debitores* および後の計算中の *debitori* は、*creditores* の反対を意味する語であるから、「(自己に対する) 債務(者)」すなわち「(自己からみた) 債権」と解さねばならないのではないかと考えられるのである。債務の記入だとすると、財貨についてまで記入されていること、債務者と現金を同列に扱っていることにも不自然さが感じられる。

実は、後に見るこの勘定口座の貸方最後の記入はこの記入とは反対の内容を示すものと受け取れるが、そこでは *inn 7 jaren ann creditores gmacht* と書いて fl. 30000 の記入がなされている。この貸方最後の記入をそのままに訳すと、「7年間に債権が残った」ということになり、ここで欄外に書かれている *debitores* をそのまま「債務者」と取ると、期末には fl. 270000 の債務超過であったことになる。そのような状態は、後に見る三つの計算の意味（われわれはそれを、期首と期末の正味財産を比較して期中の利益を計算するものと考えてるのであるが）を考えると不自然なのである。そのような理由から、われわれはここでの *debitores* もまた、*creditores* の場合と同様に、反対の意味に取り「債権(者)」と解したい。*debitores* は見出しで、これが「(自己からみた) 債権」の記入であることを示すものと思われる。

なお中途に書かれている fl. 180000 と fl. 20000 の合計 fl. 200000 が、この時点（期末）での財貨額であるかのように書かれている点も疑問である。後に見る反対側（貸方）の最初と二番目の記入からすると、それらは期首（1547年 1 月 1 日）に存在した現金と不動産の合計額と受け取らねばならないはずなのである。ここには何らかの誤解があり、むしろ書く必要がなかったものと思う。

以上の諸点を考え合わせた結果としてわれわれは、この記入は期末に存在した債権が合計で fl. 300000 であること、そしてその中に現金 fl. 40000 が含まれていることを示すものとする。ここでは1518年本と同様に、現金をも債権の一部と理解しているであろう¹¹⁾。

これで、勘定口座借方の記入は終りである。いくつかの混乱ならびに直接には関係のない事柄までが書かれているように思えるが、この借方には上から、期首に前期から繰越された債務総額、期中に支払った諸支出の額、それと期末に残った次期に繰越す債権（現金を含む）総額が書かれていることになる。

この下に加減算を含む一つの計算が示されているわけであるが、それはひとまず置くとして、つぎに勘定口座の貸方に目を移すことにする。

4 勘定口座貸方の記入(1)

勘定口座貸方最初の記入は、つぎのとおりである¹²⁾。

1547.	Hab ich im anfang diser rechnung fl. 180 M ann
Adi	ligent guettern vnnd sunst ann meerlay schulden;
primo	die hab ich inn der alltten rechnung 1546 ainem
Zenner.	yeden auff seinem conto gutt geschriben, auff das
	das selbig buech saldo werde. Das ich aber dise
Alt	suma widerumb habhaftig werden solle, so
debitores	schreib ichs ainem yeden inn diser newen rech-
	nung vnnd Schuldbuech wider zue vnnd für mein
	ausgeben, das ichs zue seiner zeitt widerumb
	einnemen solle; thuet inn 20 posten ann ac. vnd ac. fl. 180000
(1547年.	私はこの計算の初めに fl. 180000 の不動産とほかに
1 月	種々の債務がある；それらを私は、1546年の古い計
1 日.	算では各勘定の貸方にすべて記入し、各勘定毎にそれ
	ぞれの帳簿で残高を求めた。しかし私は、この合計を
旧	再び受け入れるべきである。そのため私は後に再び受
債務者	け入れるべきそれぞれを、この新しい計算と債務帳に
	再び貸記し、自分の（勘定の）借方にも記入する；丁

数(?)と丁数(?)の20項目 fl.180000)

これは、1547年1月1日に前期から繰越された不動産 (ligent guett) の総額を記入したものであろう。債務にまでふれられているが、その点はここでの記入に関係ないように思う。一応1550年本の記帳例示を見たわれわれにさえ貸借の整理がむずかしく、結果として理解できない点もあるが、20 posten (20項目) は、それら債権と債務が債務帳で20の勘定口座に書かれていることを示すのであろう。末尾に丁数が書かれているのは、勘定口座になされている七つの記入のうちではこの記入においてだけであるが、ここでの記入に関係する事項が記載されている債務帳での丁数なのであろう。この種の丁数は、他の六つの勘定口座記入の場合も書いて一向に差し支えなく、むしろそうすべきであったと考えられることから、その点は統一性に欠けるというよりも不完全であるといわねばならない。多くの場合に丁数を全く示しておらず、ここでも具体的にそれを示していないのは、この勘定口座が一定の帳簿記入の存在を前提として書かれているとはいえ、その帳簿を具体的には示していないためなのであろう¹³⁾。この不統一は、この部分が勘定口座の部分から直接書きはじめられたことを示すのかもしれない。

不動産が項目名として登場するのは、1518年本を含むシュバルツ簿記書全体をとおしてここが初めてである。これまで使われていなかった項目名が突如登場することから、この勘定口座の記入と前に示されている記帳例示との関連性が問題となるわけであるが、その点も稿を改めて検討したい。

ここで左欄外に書かれている見出し debitores (債務者) は、これまでわれわれが行った見出しの理解と一貫性を保つとすると、「(自己に対する) 債務者」すなわち「(自己からみた) 債権」と解さねばならない。そしてそのように解することで、この記入の内容を的確に把握できるように思う。われわれがこれまで行ってきた debitores および creditores の解釈は、間違いなかったと確信できるのである¹⁴⁾。1518年本では、商品を債務の返済に用いることが出来るという意味で債権と考えていたのであるが¹⁵⁾、ここでは不動産をも同様の理由で債権と考えているのであろう。

つづく勘定口座貸方二つ目の記入は、つぎのとおりである¹⁶⁾。

Adi 一. Gleichfaals ist mir inn der alltten rechnung ann
detto. barem gelt auff dato vverblichen fl. 20 M. Die hab
ich per far saldo derselbigen cassa guett ges-
chriben; schreib ich mir hiemit widerumb per
einnemen vnnd der cassa widerumb auff new
rechnung zue, weitter zueuerrechnen wahn sy
khumen send; thuet fl. 20000

(同日 さらに古い計算で、本日私には現金が fl. 20000 残っ

ている。それだけ私はその現金の残高について貸方に
記入した；私はここで再び貸方に記入し、そして新し
い計算でも再び現金を貸方に記入し、さらにその出入
りについて計算すべきである； fl. 20000)

ここでも貸借に混乱があるように思えるが、これは1547年1月1日に前期から繰
越された現金についての記入なのであろう。借方三番目の記入では、期末に存在した
債権および現金を総額で示し、そこでは現金有高を摘要中に書いていた。それに対し
てここでは、期首に存在した現金有高を独立して処理しているのである。上記不動産
とここでの現金を一括して示しても、一向にかまわなかったように思う。むしろその
ように処理するほうが、借方側の処理との一貫性が保たれたであろう。

借方三番目の記入に書かれていた fl. 20000 はこの金額を示し、同じくそこに書か
れていた fl. 180000 は上記の不動産の金額を指すものと、われわれは考える。

この記入では左欄外に見出しが付けられていないわけであるが、ここでそのように
しなければならない積極的な理由があるとは思えない。むしろ現金について独立して
処理しているのであるから、cassa (現金) とでも書くべきであったように思う。

1547年1月1日に存在した不動産と現金 (シュバルツはこれらをも債権と考える
わけであるが) の合計額は、fl. 200000 であったのである。

5 勘定口座貸方の記入(2)

勘定口座貸方三つ目の記入は、つぎのとおりである¹⁷⁾。

1553 biß per conto deß gmain einnemen; hab ich meerlay
31. vorttl, interesse vnnd ander gwin vom verhand-
Decemb. leten geltt auff interesse inn 7 jaren, auch ann
fructus der ligenden guetter, lautt ains sundern
Gmain conto daruon gehalltten. Aber darmit die rech-
einnemen. nung zue beschliessen, mach ichs disem capital
conto guett vnd schreib mirs für mein einnemen
zue auff gmelltten conto deß interesse vnnd
fructus fl. 250000

(1553年 受入勘定について；私は7年間に種々の利益、利息お
12月31日 よび利息付で運用した現金からの利益、さらに不動産
迄. からの利益を得た。それに関しては各勘定に示してい
る。しかしそれらをもって計算を締め切るために、私
受入. はこの資本勘定に貸記し、そして上記利息および利益
の勘定に私の受入を貸記する fl. 250000)

ここでも貸借の区別にむずかしい点があるが、これは勘定口座借方二つ目のパラグラフに書かれていた期中の支出に見合うもの、すなわち期中の受入（現在でいえば収益）について記入したもののように取れる。そしてまた、ここで記入されている勘定口座が、一口でいえば「資本勘定（口座）」（capital conto）であることもわかる。

勘定口座貸方四番目の記入は、つぎのとおりである¹⁸⁾。

Adi —.	Fur einnemen soll ich im beschlus diser rechnung,	
ditto.	inn 7 jaren ann creditores gmacht; schreib ich per	
	far saldo diser rechnung ainem yeden zue vnd auff	
	new rechnung wider per außgeben vnd yedem	
	guett wie die entgogen 50 M fl.	fl. 30000
		Summa fl. 480000

(同日.	私はこの計算を締め切るにあたって、7年間の債権者	
	を貸記する；私はこの計算の残高についてすべてを貸	
	方に記入し、新しい計算で再び借方に記入する。それ	
	らの財貨は反対側に示すとおり fl. 50000 である	fl. 30000
		合計 fl. 480000)

これまでわれわれが行った見出しの解釈からすると、ここでの creditores（債権者）は「（自己に対する）債権者」すなわち「（自己が）債務者である」と考えることになるが、だとするとこの fl. 30000 は、期末の債務総額ということになる。ただ、末尾に書かれている fl. 50000 は理解できない。「反対側」であれば、金額からして借方最初に書かれている期首の債務が符合することになるが、とすると時点が問題である。「財貨」だとすると、借方最後の記入額を指すと受け取らねばならないであろうが、そうであれば時点は同じでも金額が違うことになる。

これまでに見た多くの記入と体裁を整えようとすると、意味としては逆であるが、ここでも左欄外に creditores と見出しをつけるべきであったように思う。

この勘定口座の貸方には、上から期首に存在した不動産と現金（すなわち債権）の額、期中の受入額、期末に存在する債務額が書かれている、とわれわれは考える。

以上の理解から、この勘定口座にはつぎのような内容が記載されていると結論したい。

借 方		貸 方	
期 首 債 務	fl. 50000	期首不動産	fl. 180000
期 中 支 出	fl. 130000	期 首 現 金	fl. 20000
期 末 債 権	fl. 300000	期 中 受 入	fl. 250000
		期 末 債 務	fl. 30000
	fl. 480000		fl. 480000

6 下部の計算(1)

勘定口座の記入は以上のとおりであるが、借方合計額 fl. 480000 の下には、何の見出しも付さないままつぎの計算が書かれている¹⁹⁾。

		fl. 180000	Debitori	
				entgögen
		fl. 20000	Cassa	
No.1.	Summa	fl. 200000		
dz erst		fl. 50000.	Creditori hieoben	
capital	Rest	fl. 150000.	Auanziert primo Zenner 1547.	

ここでの entgögen は現在の entgegen (反対側)、そして hieoben は現在の hieroben (この上部)であろう。とするとこの計算の書かれている位置が借方であるから、「反対側」は貸方を、「この上部」は勘定口座の借方を示すことになる。とすると、fl. 180000 と fl. 20000 が書かれているのは、反対側に書かれている計算も含めて、貸方の初めだけであるから、Summa (合計) fl. 200000 は期首に存在した債権と現金 (現在でいえば資産) の合計額ということになる。

では Summa の左に書かれている No. 1 は、何を意味するのであろうか。われわれは、後にみる貸方の計算の左欄外最上部に書かれている No. 2 と同種の意味をもつもので、この計算全体がどの時点でのものであるかを示すものと考えてみる。少なくとも Summa fl. 200000 だけを説明するものではないと信ずる。

ところで1550年本の記帳例示では No. 0, No. 1, No. 2 をもって、期間を前期、今期、次期に区別していた。それに従うと、ここでの No. 1 は「今期」、No. 2 は「次期」ということになる。ここでもそのような意味として書かれているのであろうか。しかしこの計算の最下行に Auanziert primo Zenner 1547 (差引 1547年1月1日) と、そして貸方最初の計算の最下行に Auanziert 1553 adi vltimo Decembrio (差引 1553年12月末日) と書かれている年月日からすると、それら双方ともが当期に属するものであるから、No. 1 を今期、No. 2 を次期と解釈することは適当ではないことになる。むしろここでは、No. 1 を1547年1月1日すなわち「期首」、No. 2 を1553年12月31日すなわち「期末」と解し、それぞれの計算が「期首」および「期末」のそれであることを示すと理解するのが適当のように思う。この No. 1 および No. 2 の使い方の違いからも、記帳例示とこの勘定口座との連続性が問題となるわけである。

このように No. 1 および No. 2 を期首および期末と理解するとしても、ここでの No. 1 と貸方最初の計算中に書かれている No. 2 は、書かれている位置に統一性がない。貸方の計算で最上部に書かれている No. 2 の位置にそろえたとすれば、ここでの No. 1 は dz の上ではあるが、fl. 180000 の左の位置に書くべきであったように思う。またここでの No. 1 の位置にそろえたとすると、貸方の計算で書かれている

No.2はfl.30000の左まで下げた位置に書くのが適当であったように思われる。

dz erstは現在のdies erstで、「この(勘定口座の)最初」を意味するものと考えられる。貸借の区別が明らかにされていないわけであるが、ここではfl.50000の右にCreditori hieoben(この上部に書かれている(自分から見た)債権者)と書かれていることから、借方最初に書かれている金額、すなわちわれわれが自己の期首債務(現在でいう負債)と考えた金額を示すものと受け取れる²⁰⁾。

そのように考えるとこの計算は、現代風にいえば期首資産fl.200000から期首負債fl.50000を引くものということになる。したがってRest(残額)fl.150000は、期首資本である。capital(資本)は、上部Debitori等の書き方からすると金額の右のAuanziertの前に書くべきであったと考えられる。ここでそのような位置に書かれていないのは、もしそのような位置に書くと、金額右の記入が錯綜して混乱が生じ、かつスペース的にも問題があったためなのであろう²¹⁾。

貸方に目を移すと、勘定口座の合計額fl.480000の下に、つぎのような二つの計算が書かれている。

最初の計算はつぎのとおりであるが、タイトルは付されていない²²⁾。

No.2 dz lest capital fl.300000 Debitori vnd cassa entgegen.

fl. 30000 Creditori hieoben.

Rest fl.270000. Auanziert 1553 adi vltimo Decembrio.

一行目の左欄外に書かれている。No.2. dz lest capitalは、現在であればNo.2 dies letzt capital (No.2 この(勘定口座の)最後 資本)と書くところであろう。とするとNo.2はこの計算が期末のものであることを示し、dies letztは勘定口座の(この側とは反対側すなわち借方側の)末尾の記入額fl.300000を示すと受け取らねばならない。そうだとするとNo.2とdies letztは別々の意味を示すのであるから、少し離して書くのが適当であったように思える。ただ書かれている位置には、特に問題はない。しかしcapitalは、No.1の場合と同様に金額の左に書くとしても、最下行のRestの前に書くべきであったように思う。なぜなら、fl.300000は期末の資産総額であって、資本ということは絶対にありえない。ここでの計算は、この勘定口座の反対側の末尾に書かれている期末資産総額fl.300000から、勘定口座のこの側(貸方)の末尾に書かれている期末債務総額fl.30000を引くものであるから、その差fl.270000こそが期末資本だからである。Capitalを書く最も適当な位置は、fl.270000の右側であったはずである。ここでも借方側の場合と同様に、スペースが意識されているのであろう。

7 下部の計算(2)

上の計算につづく貸方二つ目の計算は、つぎのとおりである²³⁾。

		Proba der 120 M fl. gwin.
fl. 270000		fl. 250000 gmain einnemen hieoben.
fl. 150000		fl. 130000 gmain ausgeben entgögen.
Rest fl. 120000		Rest fl. 120000 gwin wie hieneben steet.
ist gwin in 7 jarn.		Matheus Schwartz 1553.

ここでは左右に分けて、二つの差引計算がなされている。それら二つの計算は相互に関連性を有するものであるが、意味的にはまず左側の計算からなされていると考えねばならない。なぜなら、右側の計算には「利益 fl. 120000 の検算」(Proba der 120 M fl. gwin) とタイトルが書かれているが、それは左側で行った計算結果の fl. 120000 を検算するという意味であろう。だとすると、検算すべき対象が求められていない段階で検算するなど、もともとありえないことだからである。

左側の計算に含まれている金額が何であるかは示されていないわけであるが、fl. 270000 は上の計算で求めた1553年12月31日の期末資本と、fl. 150000 は借方側の計算で求めた1547年1月1日の期首資本と考えるべきであろう。したがって金額の左右いずれかに No. 2 および No. 1 と書くべきであったように思う。それが書かれていないのは、ここでも紙幅が意識されているように思う。ともかくこの計算は期末資本から期首資本を引くものとなるから、現在でいう財産法によって、7年間の利益(gwin in 7 jarn) を計算していることになる。

右側の計算は、「この上部」すなわち勘定口座貸方の三番目に書かれている7年間の「受入」から、「反対側」すなわち勘定口座借方の二番目に書かれている7年間の「支払」を控除したものであるということになるが、現金主義の処理とすれば「受入」は収益と「支払」は費用ということになる。とするとこの計算は、現在でいう損益法によって利益を計算するものである。

これらのことからここでなされている二つの計算は、まず左側で(現在でいう)財産法によって利益を計算し、その計算結果を右側の(現在でいう)損益法で計算した結果と突き合わせる形で検算しているもの、ということになる。ここでの二つの計算こそが、一つの勘定口座と三つの計算をもって示さんとした最も中心的ポイントであったのであろう。

1518年本においては、はじめにも述べたごとく、すべての取引が債権(現金および商品を含む)・債務勘定だけをもって処理されており、資本、収益および費用勘定は全く見出すことができない。1518年本では、債権・債務関係の表示のみが意図されており、利益の計算は全く行われていなかったのである。シュバルツの場合、利益計算を初めて示しているのは1550年本の記帳例示中の秘密帳においてであるが²⁴⁾、そこではまず期首および期末の債権と債務からそれぞれの時点での現在でいう「資本」を求めて、その差として利益を計算している。ここでも同じ、財産法による利益の計

算である。現在でいえば収益および費用となる要素が初めて取り上げられているのも、そこにおいてであるが、そこでは未だ仕訳の小書きおよび債務帳の勘定口座からそれらを個別に摘出している。費用・収益勘定自体は、未だ見出すことはできない。ともかくそのようにして求めた費用と収益をもって個別取引ごとの利益を求め、それらを集計した金額と財産法による計算結果とを突き合わせて一致することを確認している。このようにシュバルツにおいては、専ら債権および債務勘定だけをもって処理し、しかも利益計算を行わない処理法から始められ、1550年本になって初めて現在という資本を求めて利益を計算して、他方で小書きおよび勘定口座から求めた収益および費用をもとに個別に利益を計算して、それら二つの計算結果を突合わせる形で検算しているわけである。このことから、利益計算法としてはまず財産法が確立し、ついで損益法が登場したと考えることができるのかもしれない。

8 残された問題

以上で、1550年本の末尾に掲げられている一つの勘定口座と三つの計算の内容およびそれらの相互関係は、一応明らかにできたように思う。しかしこの部分に関する検討をこれで終わるわけにはゆかない。これまでの検討の中でもいくどこ示したところであるが、つぎの諸点はさらに検討しなければならないであろう。

1 この勘定口座の記入と三つの計算においても、記帳例示中の秘密帳の場合と同様に、収益および費用は小書きおよび勘定口座から個別に摘出されているのであろうか（もちろん記帳例示中の秘密帳の場合は、個々に相殺されて利益が求められているのに対して、ここでは相殺されないまま、収益と費用がそれぞれ総額で示されているが）。この点を解明するには、記帳例示と、この勘定口座および三つの計算との連続性の有無を明らかにしなければならないことになる。もしこの勘定口座の記入と三つの計算が前に掲げられている記帳例示に続くもので、そこでの記帳をもとになされているのだとすると、この場合の収益および費用も、記帳例示の仕訳の小書きおよび勘定口座から個別に摘出され、ただ相殺されないまま示されていると考えねばならない。記帳例示では、費用および収益勘定が独立しては用いられていないからである。しかしこの勘定口座と三つの計算が記帳例示とは関係なく別個のものだとすると、ここでは収益および費用の勘定口座が存在する帳簿が前提とされていることも、十分に考えられることになる。

2 記帳例示中の秘密帳においても利益計算が一応は示されているわけであるが、その計算方法とここでのそれとは現在という財産法という点で同じである。もし同じだとすると、さして大きくはない一冊の本に、同じことが重複して書かれていることになる。同じであるにもかかわらず改めてここで利益計算方法を示しているのだとすると、そこには何らかの意図があることも考えられる。とすると、その意図を探らね

ばならないであろう。

3 ここで勘定口座を示しているのは、何故であろうか。利益計算の方法を示すことを目的とするのであれば、そのために用いるデータの示し方にはより簡潔なやり方もあったはずなのである。期首の債権と債務、期中の受入と支出および期末の債権と債務をただ列挙することもありえたであろう。それにもかかわらずここで勘定口座形式という大げさな形でそれらを示しているのには、何らかの意味があるのであろうか。

これらの点については、稿を改めて検討することにしたい。

注

- 1) 1518年の簿記書は、かれがフッガー家に雇われて自分の未熟さを知り、改めて勉強しなおした成果を若き日の記念にするために書いたもので、1550年の簿記書は錫商を始めようとする商人の依頼によって書いた教材である。この点の詳細については、拙書「シュバルツ簿記書の研究—ドイツ会計史—」（同文館 昭和55年）29～30頁及び199頁を参照されたい。
- 2) 1518年本については、拙書「シュバルツ簿記論」（森山書店 1995年）を参照されたい。
- 3) 1550年本に関するこれまでの検討については、以下の拙稿（いずれも「青山経営論集」掲載）を参照されたい。
 - 1 「シュバルツ簿記書（1550年本）の取引と仕訳原則」（第30巻第3号 79～100頁）
 - 2 「シュバルツ簿記書（1550年本）の取引の仕訳原則（続）」（第30巻第4号 61～82頁）
 - 3 「シュバルツ簿記書（1550年本）の債務帳」（第31巻第1号 31～48頁）
 - 4 「シュバルツ簿記書（1550年本）の秘密帳」（第31巻第2号 1～16頁）
 - 5 「シュバルツ簿記書（1550年本）の秘密帳（続）」（第31巻第3号 35～48頁）
 - 6 「シュバルツ簿記書における秘密帳勘定と秘密帳」（第32巻第1号 1～16頁）
 - 7 「シュバルツ簿記書における秘密帳勘定と秘密帳（続）」（第32巻第2号 32～62頁）
 - 8 「シュバルツ簿記書における「皇帝陛下等との錫契約」勘定」（第32巻第3号 1～20）
- 4) Alfred Weitnauer, Venezianischer Handel der Fugger Nach der Musterbuchhaltung des Matthäus Schwarz (München und Leipzig 1931) S. 174～314. 以下では本書を A.W. と示す。
- 5) このタイトルは、書かれている内容からすると、「利益はどのようにして求めかつ検算すべきか」（Wie man den Gewinn suchen und nachrechnen soll）とす

るのが、より適切であったように思う。なおヴァイトナーによれば、ウィーン宮廷図書館（Hofbibliothek Wien）所蔵の写本では、この文言は1550年本の緒言の前に書かれているという。（Vgl. A.W., S. 303, Anm. 282）

- 6) シュバルツの場合、勘定科目は常に貸借双方に付されているが、スペルが未だ固定していないことおよび文章の色合いを強く残す書き方がなされていることによって、貸借を区別する語以外でも貸借によって違いのあることが多い。
- 7) A.W., S. 30. 原文に続くカッコ内は拙訳であるが、そこでのカッコ内は筆者添付。以下同じ。ダンチッヒ市立図書館（Stadtbibliothek Danzig）所蔵の写本では、左欄外の日付が12月21日（21. December）と書かれているという。（A.W., S. 303, Anm. 283）
- 8) 貸方になされている最初と二番目の記入が、それに当たるものと考えられる。
- 9) A.W., S. 303～304.
- 10) A.W., S. 304.
- 11) 1518年本では、現金および商品を、それらが債務の支払いにあてうるもの、すなわち債務とは反対のものであるという意味で、債権と考えている。拙著「シュバルツ簿記論」76頁参照。
- 12) A.W., S. 304～305.
- 13) われわれは、この勘定口座とつづく三つの計算をもって、シュバルツが利益計算方法とその検算法を示そうとしていると考える。そのためここでは、それに必要な金額だけを直接掲げ、それ以前の帳簿記入は省略したのであろう。
- 14) ただし何故逆の意味の言葉を用いたのかは、判断できない。
- 15) 11) 参照。
- 16) A.W., S. 305.
- 17) A.W., S. 305.
- 18) A.W., S. 305. ウィーン宮廷図書館およびダンチッヒ市立図書館所蔵の各写本には、さらに次の文章が書かれているという。das ichs wider zallenn solle（私はそれを再び支払わねばならない）（A.W., S. 305, Anm. 284）
- 19) A.W., S. 304.
- 20) 左欄外の dz erst と右欄外の hieoben は、どちらか一方だけを Creditori の右に書けば十分であったと思う。上の entgögen との関係で言えば、hieoben が適当である。
- 21) ここでは、Auanziert 以下を Rest の左に、capital を金額の右に書くほうが、より適当であったように思う。Auanziert 以下は Rest と同じ意味だからである。ただそのように書くと、より広い紙幅が必要であったであろう。
- 22) A.W., S. 305. ここでも dz lest は、必要なかったと思う。
- 23) A.W., S. 306. 右下の署名は、原本に書かれていたシュバルツ自身の署名に従って、写本作成者が書いたものであろう。1553は、エンピング写本が作成された年数と思う。ウィーン宮廷図書館所蔵の写本では、原本のシュバルツの署名を模写したものと思われる極端に渦巻きの多い文字で、Matheo Schwarrtz とだ

け書かれているという。ダンチッヒ市立図書館所蔵の写本では, Endt herren Matheus Schwartz, burgers zu Augspurg viererlay buechhalten—Matheus Schwartz. Laus deo.—MDXVIII— (アウグスブルク市民マトイス・シュバルツ氏の四種の簿記は終わる。—マトイス・シュバルツ。神に栄光あれ—1518年—) と一頁をさいて書かれているという (A.W., S. 306, Anm. 285)。ここで1518年とあるのは1550年の誤りで, 写本作成者の誤解によるものであろうが, ダンチッヒ市立図書館所蔵の写本が1518年本と1550年本をまとめて1550年に一時に書かれたことを示すのであろう。

- 24) 拙稿「シュバルツ簿記書 (1550年本) の秘密帳」(青山経営論集 第31巻第2号 13~14頁) 参照。